

**練馬区立開進第二中学校PTA
会計に関する細則**

2021年4月1日制定
2024年4月1日一部改正

(対応条項)

第1条 本細則は、練馬区立開進第二中学校PTA規約第6条、第8条から第10条の実施に関し定めるものである。

(会費)

第2条 会費は以下とし、改訂にあたっては総会の承認を得る。

1. 保護者1家庭につき、年額 2,000 円
2. 会費は年1回、総会終了後に定めた集金日に納入する。

(慶事)

第3条 (廃止)

(転退職)

第4条 (廃止)

(弔事)

第5条 会員などの弔事に際し、以下のとおり香典を供する。

1. 教職員の逝去 10,000 円
2. 生徒の逝去 10,000 円
3. 会員の逝去 10,000 円
4. 教職員の父母、配偶者、子女の逝去 3,000 円

(見舞い)

第6条 会員などの入院または加療に際し、以下のとおり見舞金を支給する。

1. 生徒の 30 日以上入院 3,000 円
2. 教職員の 30 日以上入院、または病気による休職 3,000 円
3. 会員及び生徒が不慮の災害に遭った場合は役員会に諮り、これを見舞う

(その他)

第7条 第6条3項及び上記に定めのない場合については、役員会で協議し、決定する。

(支出権限)

第7条の2 会費の支出権限を以下のとおりとする。

権限者	支出権限の範囲
係リーダー	年初総会で承認を得た各活動費予算内の支出 (ただし懇親にかかる費用のための支出を除く)
会計担当役員	① 各活動費のうち上記を超える支出 ② 運営費、諸経費のうち1件あたり2万円以下の支出 (①②ともに懇親にかかる費用のための支出を除く)
会長	① 運営費、諸経費のうち1件あたり2万円超 20万円以下の支出 ② 懇親にかかる費用のための支出 (なお、保護者会員間の懇親にかかる費用のための支出は原則として不可とする)
総会	① 運営費、諸経費のうち1件あたり 20万円を超える支出 ② 積立金からの支出

(改正)

第8条 本細則の改正は、役員会において、出席者の過半数の賛成をもって行い、結果を総会に報告する。

付則 この細則は 2021 年 4 月 1 日から施行する。

2023 年 4 月 1 日 一部改正(会費年額の引下げ)

2024 年 4 月 1 日 一部改正(実行委員会廃止、教職員会員の会費免除、慶事祝い金贈呈の廃止、転退職時の記念品贈呈の廃止、支出権限規定新設)